

施設等使用料改定のお知らせ

10月1日から下記のとおり改定いたしますので
ご理解の程よろしくお願い致します。

対象日 10月1日の施設設備利用から

対象者 社会福祉団体・教育団体等構成者
(市文化・体育・レクリエーション協会
青少年団体連絡協議会等含む)

改定内容 施設使用料：免除→全額有料
付属設備料：半額→全額有料

市・教育委員会は半額有料、その他官公署は全額有料となります。

注意：多目的ホールは6か月前、その他の施設は

3か月前から抽選予約が可能のため、4月又は7月の本予約から有料の対象となります。

平成28年3月

笹目コミュニティ協議会